

年末調整や確定申告には、社会保険料控除証明書を

国民年金は 社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

毎年十一月初旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年十一月初旬に送付されます。

証明書の内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れがある場合も、年内に納付すれば今年分の控除として申告することができます。

一月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、結果として、平成19年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際には必ずこの証明書や領収書を送付してください。

国民年金保険料は 世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の控

除証明書も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせ

社会保険庁から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されているお問い合わせ先までお願いします。

もし、控除証明書をなくされた場合には市町村では再発行できませんので、大切に保管してください。再発行が必要な際には、コザ社会保険事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料を納付したら、忘れず社会保険料控除の申告をしよう！税金が安くなるよ！



国民年金保険料のお支払いは、便利でお得な口座振替で！当月末振替にすると50円引きです。



コザ社会保険事務所
☎9333-33437
☎9333-33438
うるま市本庁年金課（本庁2階）
☎973-5498
石川庁舎
☎965-5617
勝連庁舎
☎978-7237
与那城庁舎
☎978-2123